

中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 中札内村国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(保健事業)</p> <p>第8条 この村は、<u>法第72条の4</u> _____に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、 これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次 に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 この村は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による 届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第</u> <u>4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第8条 この村は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」と</u> <u>いう。）第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、 これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次 に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 この村は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による 届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> _____場合に においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部
 の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけ
 るこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。